



国保医療だより

医療介護課 国保医療係 ☎ 43・6813

未熟児養育医療の申請窓口が市役所になりました

これまで県(赤穂保健所)で行っていた母子保健法に基づく未熟児養育医療の申請窓口が、4月1日より市(医療介護課)に変わりました。

未熟児養育医療給付制度とは、身体の発育が未熟なまま出生し、医師が指定養育医療機関において入院養育を必要と認めた未熟児に対して、入院医療費のうち、保険適用後の自己負担額及び入院時食事療養費の自己負担額を公費負担する制度です。

指定養育医療機関から意見書をもらった後、速やかに医療介護課国保医療係の窓口で申請手続きをしてください。

●申請に必要なもの

- ▷養育医療給付申請書(申請窓口にあります)
- ▷養育医療意見書(指定養育医療機関で記入)
- ▷世帯調書(申請窓口にあります)
- ▷所得税額等の関係証明書 ▷保険証 ▷印鑑

福祉医療保険資格の再確認を行います

●対象となる人

- 障…重度障害者医療費受給者
- 老…老人医療費受給者(65歳～69歳)
- 乳…乳幼児等医療費受給者

※ただし、赤穂市国民健康保険に加入している人は除きます。



介護保険相談室

医療介護課 介護保険係 ☎ 43・6947

福祉用具購入費及び住宅改修費の「受領委任払い」を導入しました

◎受領委任払制度とは

介護保険での福祉用具購入費及び住宅改修費(介護予防を含む)の支給は、利用者がいったん費用の全額を支払い、その後に申請をして保険給付分(9割)の支払いを受ける、いわゆる「償還払い」を原則としています。

一方、「受領委任払い」は、福祉用具購入及び住宅改修の利用者の支払いを、初めから1割分で済むようにすることで、利用者の一時的な負担を軽減するための制度です。残りの9割分については、利用者の委任に基づき、赤穂市から受領委任払制度取扱事業者に直接支払います。

なお、「償還払い」については、従来どおりご利用いただけます。

◎受領委任払を利用する場合

●申請できる人

- 赤穂市の介護保険の認定(要支援1～要介護5)を持っていて、受領委任払いに関して事業者の承諾が得られる人。ただし、以下のいずれかに該当する人は除きます。
 - ▷介護保険料を滞納している人
 - ▷生活保護を受給している人
 - ▷医療機関に入院中または介護保険施設に入所中の人

重度障害者医療や老人医療などの福祉医療を受けるには、医療保険の加入資格が必要です。

市では、福祉医療の受給者を対象に医療保険加入資格の再確認を行います。

対象となる人には、4月中旬に回答書を郵送しますので、保険変更の有無にかかわらず、必要事項をご記入の上、4月26日(金)までに医療介護課国保医療係へ提出してください。

なお、回答書が提出されない場合は、新しい受給者証の送付ができないこともありますので、ご注意ください。

4月に高校生等になり、乳幼児等医療費助成制度の対象からはずれる人で、母子家庭等医療費助成制度や重度障害者医療費助成制度の対象になる人は、医療費の助成を受けるためには受給資格の認定を受ける必要があります。

対象になるとと思われる人は、医療介護課国保医療係まで申請してください。

●持参するもの

- ▷保険証 ▷印鑑
- ▷身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳

●申請手続き

- ①まず、ケアマネジャー等に相談してください。また、受領委任払いに関して事業者の承諾が得られるか確認してください。
- ②申請は従来どおり、福祉用具購入は事後申請、住宅改修は事前申請となりますが、その際従来の必要書類に加えて、「介護保険福祉用具購入費等受領委任払にかかる委任状」を提出してください。領収証に介護保険の対象とならない金額が含まれる場合は、内訳が必要となりますので、事業者から受け取る際によく確認してください。

事業者の方へ

受領委任払事業者として登録を受けようとする場合、事前に届出が必要となります。販売業者・施工業者は、必要な手続きを行ってください。

※赤穂市高齢者等住宅改修助成事業についても受領委任払いが使えるようになりました。詳しくは介護保険係(☎43・6947)、障がい福祉係(☎43・6833)にお問い合わせください。



国民年金

市民課 年金担当 ☎ 43・6820

春は異動のシーズンです。国民年金の手続きも忘れずに

本人や配偶者の就職、転職、退職、結婚などにより生活のスタイルが変わった時は、国民年金の加入の種別が変わり、自身で変更等の手続きが必要となる場合があります。

手続きが漏れたり遅れたりすると、▷将来の老齢年金の受給額が減ってしまったり、▷万が一、病気がケガで障害が残ったときや、亡くなった場合に障害年金や遺族年金が受け取れなくなる場合もあります。

ライフスタイルが変わったら“年金の手続きは必要かな？”と考えてみてください。よくわからないという人は、お気軽に市役所年金担当へお問い合わせください。

●国民年金に加入するとき、加入者の種別が変わるとき

事項	国民年金の種別	届出先
20歳になったとき	年金未加入者→第1号被保険者	市役所 市民課 年金担当
	厚生年金・共済年金加入者→第2号被保険者	勤務先
	厚生年金・共済年金加入者の被扶養配偶者→第3号被保険者	配偶者の 勤務先
退職したとき	第2号被保険者→第1号被保険者	市役所 市民課 年金担当
退職して厚生年金・共済年金加入者の被扶養配偶者となる時	第2号被保険者→第3号被保険者	配偶者の 勤務先
配偶者が退職したとき	第3号被保険者→第1号被保険者	市役所 市民課 年金担当
収入増により扶養をはずれたとき	第3号被保険者→第1号被保険者	市役所 市民課 年金担当
離婚したとき		

- ・第1号被保険者…自営業者、学生等(20歳以上60歳未満の第2号・3号被保険者でない人)
- ・第2号被保険者…会社員・公務員等の厚生年金・共済年金加入者(70歳までの人)
- ・第3号被保険者…第2号被保険者の被扶養配偶者(20歳以上60歳未満の人)

平成25年4月分から国民年金保険料額が変わります
保険料 15,040円

(24年度=14,980円)

付加保険料 400円(24年度と同額)

24年度の学生納付特例の申請は済ませましたか？

学生が申請により保険料を後払いにできる制度を「学生納付特例制度」と言います。

※24年度の申請を忘れていた人も、4月中に限り申請が可能です。24年度の申請をしていない人で、納付が困難な場合は、4月中に申請してください。

また25年度分は4月以後に更新申請が必要ですが、今年の1月までに24年度を申請し承認されている人には、更新申請の用紙が、日本年金機構から送付されます(はがき形式)。今年度も更新希望をされる人は、必ず提出(ポストへ投函)してください。

更新ハガキが来ず、納付書が届いた人が納付特例を希望する時は、学生証の写しまたは在学証明書・認印を持参の上、市役所年金担当で手続きをしてください。

平成25年度姫路年金事務所出張年金相談

- 日程 6月6日(木)、8月1日(木)
10月3日(木)、12月5日(木)
2月6日(木)
- 時間 午前10時～午後3時受付
- 場所 市役所2階 204会議室

平成25年度社会保険労務士による市年金相談

- 日程 5月16日(木)、7月18日(木)
9月19日(木)、11月21日(木)
1月16日(木)、3月20日(木)
- 時間 午後1時半～4時
- 場所 市役所2階 会議室

就職されたら「口座振替辞退申出書」の提出

4月から厚生年金等に加入が決まった人で国民年金保険料を「口座振替」にしていた人は、保険料の引落しを事前に止める「口座振替辞退申出書」の提出をお勧めします。

なお、入れ違いで引き落とされた保険料は後日還付されます。